

四日市市告示第97号

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱（平成21年四日市市告示第286号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 助成金の支給対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公共職業安定所(ハローワーク)その他の職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第1項に規定する職業紹介を行う者(以下「ハローワーク等」という。)</u>で求職登録をし、求職活動を行っている者</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>別表第3(第5条・第8条関係)必要書類</p>		<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 助成金の支給対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をし、求職活動を行っている者</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>別表第3(第5条・第8条関係)必要書類</p>	
申請書	添付書類	申請書	添付書類
<p>交付申請書 (第1号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書(第1号様式続紙)</li> <li>・ 住所、年齢が証明できるものの写し(運転免許証、健康保険証等)</li> <li>・ ハローワークカード若しくは雇用保険受給資格者証の写し又はハローワーク就職活動記録証明願<u>その他求職活動を証明するもの</u></li> </ul>	<p>交付申請書 (第1号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書(第1号様式続紙)</li> <li>・ 住所、年齢が証明できるものの写し(運転免許証、健康保険証等)</li> <li>・ ハローワークカード若しくは雇用保険受給資格者証の写し又はハローワーク就職活動記録証明願</li> </ul>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

四日市市求職者資格取得助成金交付申請書

四日市市長

申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

名前 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第5条の規定に基づき、求職者資格取得助成金の支給を受けたいので、下記のように申請します。

記

1 取得を希望する資格・免許名 \_\_\_\_\_

2 講座実施機関名 \_\_\_\_\_

3 受講予定期間 \_\_\_\_\_ 年 月 から \_\_\_\_\_ 年 月 までの間

4 自己負担経費

受講にかかる費用 \_\_\_\_\_ 円 ①

(実施機関に問い合わせ、取得に必要な費用をご記入ください)

国・県等からの助成等予定

なし・ あり (名称) \_\_\_\_\_

(助成予定金額) \_\_\_\_\_ 円 ②

自己負担額 ①-② \_\_\_\_\_ 円

◆添付書類

(1) 申告書

(2) 住所、年齢が証明できるものの写し（運転免許証、健康保険証等）

(3) 雇用保険受給資格者証の写し（表裏両面）若しくはハローワークカードの写し（※）、  
又はその他求職活動を証明するもの

※ 3ヶ月以上前の日付が記載されたハローワークカードをお持ちの場合は、別添の「ハローワーク就職活動証明願」により証明を受け、その原本を提出ください。

## 申告書

下記の「利用条件」を満たしている場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

利用条件	チェック
①私は、四日市市内に在住している。	
②私は、ハローワーク等（※）に求職登録をし、求職活動を行っている。 （失業中である。）	
③私は、過去に当該制度を利用して助成金を受給していない。ただし、資格の種類が異なる場合はこの限りでない	
④私は、取得した資格を活かして就職する意思がある。	

※ ハローワークその他の職業安定法第4条第1項に規定する職業紹介を行う者

また、下記の「確認事項」に該当または同意する場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

確認事項	チェック
①助成の認定を受けた後はただちに資格・免許を取得できる状況である。 （現在、体調・金銭面等で受講に支障がない状態である）	
②申請・請求内容に疑義が生じた場合、市は申請書・請求書・添付書類の記載内容につき、関係機関（ハローワーク・講座実施機関等）に申請者の個人情報を知ることがあるが、これに同意する。	
③申請書に虚偽の内容があった場合は、交付決定は無効となることに同意する。	
④助成金の受給後に虚偽の内容が明らかになった場合は、受給した助成金を返還し、加算金を納付する。	

上記の事項に相違ありません。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)